

高齢者虐待防止事業

◆平成31年度（令和元年度）事業内容◆

1 高齢者虐待防止の体制整備

(1) 高齢者虐待防止連絡協議会の設置

日時：令和元年8月7日（水）開催

内容：新潟市における高齢者虐待の状況、高齢者虐待防止事業などの報告
高齢者虐待防止に関する情報共有、意見交換 など

(2) 高齢者虐待防止連絡会の設置

日時：令和元年6月26日（水）開催

目的：新潟市における養護者による高齢者虐待の対応や防止に関する取組みについて、各区における現状の共有し、課題の検討を行うことで、支援の充実を図る

構成：各区の地域包括支援センター代表者
健康福祉課高齢者虐待防止担当職員

内容：養護者による高齢者虐待に関する各区における現状や予防の取組みについての情報共有、意見交換、課題の検討 など

(3) 高齢者虐待相談専任職員（社会福祉士） 1名配置

高齢者虐待防止担当職員に対する相談助言、技術的支援 など

2 一時保護・措置入所利用状況

(1) 緊急一時保護のための居室確保

高齢者虐待などで一時的に保護を要し、施設入所やショートの利用が困難な場合に備え、緊急時に一時避難するための居室を確保した。

平成31年度（令和元年度）利用 4件（5名）

(2) やむを得ない事由による措置

高齢者虐待などによるやむを得ない事由により介護保険サービスを受けることができない場合に、介護老人福祉施設などに一時的に入所等の措置を行い、その後の処遇について検討を行った。

平成31年度（令和元年度）利用 4件（新規1件、継続3件）

[措置先：特別養護老人ホーム2件、短期入所生活介護2件]

3 高齢者虐待防止に関する研修会の実施状況

(1) 高齢者虐待防止担当職員研修（養護者による虐待）

対象：地域包括支援センター職員、各区健康福祉課職員 など

<研修のねらい>

(第1回目 基礎編) 高齢者虐待の法的知識や虐待のとりえ方を理解するとともに、虐待に関する相談・通報の受付から事実確認までの初動期対応の重要性を学ぶことで、一連の対応がより適切に実践できる。

(第2回目 応用編) 具体的な事例を通して、経済的虐待の背景や発生要因を把握し、関連する法律や制度、虐待対応に求められる視点や考え方を学ぶことで、現時点での実態や課題を浮き彫りし、今後の実践に生かすことができる。

第1回 基礎編

日時：令和元年5月28日(火) 出席者 34名

講師：谷川社会福祉士事務所/所長(社会福祉士) 谷川 ひとみ 氏

内容：養護者による高齢者虐待対応に関する基礎的な内容

「高齢者虐待の法的理解及び虐待のとりえ方と虐待対応の基本的な流れとポイントを理解する」

第2回 応用編

日時：令和元年11月21日(木) 出席者 42名

講師：小金澤俊裕俊法律事務所/弁護士 小金澤 俊裕 氏

一般社団法人コミュニティーネットハピネス/

理事・新潟事務所長(社会福祉士) 林 正海 氏

内容：養護者による高齢者虐待対応に関する応用的な内容

「経済的虐待事例 ～これって“虐待?” or “グレーゾーン?”～」

(2) 養介護施設等管理者向け高齢者虐待防止研修

対象：各養介護施設、事業所の管理者または管理職

<研修のねらい>

養介護施設などの管理者を対象に高齢者虐待に関する基礎的理解と発生防止のために講ずる措置に関する研修を実施し、管理者の意識の向上と施設、事業所の介護の質の向上を図る。

※令和2年3月11日、12日に実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み中止。令和2年度に再度、同内容で研修を計画することとした。

4 高齢者虐待防止のための啓発について

・養護者による高齢者虐待防止の啓発・周知のための在宅版高齢者虐待防止啓発パンフレットを地域包括支援センター、区役所などへ配布。健康教育や地域の茶の間などに訪問する際に活用してもらった。

・養介護施設の高齢者虐待防止のための啓発・周知のため、入所者及び家族向けに作成したリーフレットを新規開設の養介護施設・事業所、公共施設などに配布し、設置を依頼した。

・養護者による高齢者虐待の防止を啓発する内容を市報に掲載した。

◆令和2年度 事業内容（予定を含む）◆

1 高齢者虐待防止の体制整備

(1) 高齢者虐待防止連絡協議会の設置

日時：令和2年8月19日（水）開催

内容：新潟市における高齢者虐待の状況、高齢者虐待防止事業などの報告
高齢者虐待防止に関する情報共有、意見交換 など

(2) 高齢者虐待防止連絡会の設置

日時：令和2年7月2日（木）開催

目的：新潟市における養護者による高齢者虐待の対応や防止に関する取組みについて、各区における現状の共有し、課題の検討を行うことで、支援の充実を図る

構成：各区の地域包括支援センター代表者、
健康福祉課高齢者虐待防止担当職員

内容：コロナ禍における養護者による高齢者虐待に関する各区の現状や
予防の取組みについての情報共有、意見交換、課題の検討 など
※年度後半に第2回目の開催を予定

(3) 高齢者虐待相談専任職員（社会福祉士） 1名配置

高齢者虐待防止担当職員に対する相談助言、技術的支援 など

2 緊急一時保護・措置入所利用状況

(1) 緊急一時保護のための居室確保

高齢者虐待等で一時的に保護を要し、入所やショートステイ等の利用が
困難な場合に備え、緊急時に一時避難するための居室を確保する。

令和2年8月1日までの利用 なし

(2) やむを得ない事由による措置

高齢者虐待等によるやむを得ない事由等により介護保険サービスを受け
ることができない場合に、介護老人福祉施設等に一時的に入所の措置を行
い、その後の処遇の検討を行う。

令和2年8月1日現在 3件（継続：3件）

3 高齢者虐待防止に関する研修会の実施状況

(1) 高齢者虐待防止担当職員研修（養護者による虐待）

対象：地域包括支援センター職員、各区健康福祉課職員 など

<研修のねらい>

（第1回目 基礎編）高齢者虐待の法的知識や虐待のとらえ方を理解すると
ともに、虐待に関する相談・通報の受付から事実確認までの初動期対応の
重要性を学ぶことで、一連の対応がより適切に実践できる。

（第2回目 応用編）高齢者虐待の対応時に必要となる専門的知識や技術、
関連する法律や制度を学ぶとともに、具体的事例を通して、現状の課題な
どを把握することで、今後の実践に生かすことができる。

第1回 基礎編 令和2年7月14日(火)

講師：谷川社会福祉士事務所／所長（社会福祉士）谷川 ひとみ 氏

内容：養護者による高齢者虐待対応に関する基礎的な内容

「高齢者虐待の法的理解及び虐待のとりえ方と虐待対応の基本的な流れとポイントを理解する」

第2回 秋ごろを予定

講師：未定

内容：テーマを絞り、応用的な内容を検討中

(2) 養介護施設等管理者向け高齢者虐待防止研修

対象：各養介護施設、事業所の管理者または管理職

<研修のねらい>

養介護施設などの管理者を対象に、高齢者虐待に関する基礎的理解と発生防止のために講ずる措置に関する研修を実施し、管理者の意識の向上と施設、事業所の介護の質の向上を図る。

日時：令和2年9月9日(水)、10日(木)

11月4日(水)、5日(木)

講師：社会福祉法人 東京雄心会／理事 土居 正志 氏

内容：①「高齢者虐待防止の基本的考え方」

～施設や事業所内で虐待防止の重要性をどう伝え、どう共有していくか～

②「養介護施設・事業所運営の基本的課題と高齢者虐待防止」

～自施設や事業所の現状に照らし合わせ、課題や改善策を考える～

4 高齢者虐待防止のための啓発について

・養護者による高齢者虐待防止の啓発・周知のための在宅版高齢者虐待防止啓発パンフレットを地域包括支援センター、区役所などへ配布。

・養介護施設の高齢者虐待防止のための啓発・周知のため、入所者及び家族向けに作成したリーフレットを新規開設の養介護施設・事業所、公共施設などに配布。

・養護者による高齢者虐待の防止を啓発する内容を市報に掲載予定。